

職員の給与に関する報告の概要

令和2年10月23日
宮崎県人事委員会

○ 今回の報告のポイント

特別給は改定しないことが適当

* 月例給等については、後日、必要な報告及び勧告を予定

1 民間給与の調査

調査（職種別民間給与実態調査）は、人事院と共同して企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所329事業所中、142事業所を対象に実施した。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、原則実地によらない方法で、6月29日から7月31日まで特別給等の調査を先行して行い、126事業所の調査を完了した。

なお、月例給に関する調査は、8月17日から9月30日まで実施した。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と現在の県職員の支給月数を比較した結果、概ね均衡している。

民間 (A)	職員 (B)	較差 (A-B)
4.44月	4.45月	△0.01月

(参考) 人事院

民間 (C)	国家公務員 (D)	較差 (C-D)
4.46月	4.50月	△0.04月



勧告
0.05月引下げ 4.45月

(2) 月例給

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分の給与について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を比較した結果等を踏まえ、後日、必要な報告及び勧告を行う予定である。